

町有財産の売払いに係る一般競争入札の執行について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び御代田町財務規則（平成20年御代田町規則第21号）第105条の規定により一般競争入札による町有財産の売払いについて、次のとおり公告します。

令和8年7月14日

御代田町長 小園 拓志

1 一般競争入札により売払いする物件
(自動車)

物件番号	物件名	予定価格 (最低売却価格)	入札保証金
8-1-1	消防車 三菱キャンター H12年式 走行距離13,575km	132,000 円	6,600 円

※予定価格は、あらかじめ御代田町が定めた最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効。
※出品予定の車両につきまして、留意事項があります。詳しくはKSI官公庁オークション物件詳細を確認すること。

2 入札参加者の資格

以下のいずれかに該当する方は、公売へ参加することおよび財産を買い受けることができません。また、(1)から(4)に該当する方は、代理人を通じて参加することもできません。

- (1) 国税徴収法第92条（買受人の制限）または同法第108条第1項（公売実施の適正化のための措置）に該当する方。
- (2) 御代田町が定めるガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方。
- (3) 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方。
※暴力団員等とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- (5) 18歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。
- (6) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。
- (7) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除きます。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当課

〒389-0292 長野県北佐久郡御代田町大字御代田1794番地6
御代田町 企画財政課 財政係
電話 0267-32-3112 (直通)

(2) 入札参加申込みの方法

ア 入札参加希望者は、令和8年8月4日（火）午後2時までにあらかじめ公有財産売却システムにより参加仮申込みを行うこと。

イ 入札参加希望者は、アの参加仮申込みが完了した後、公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書、住民票（法人にあっては商業登記簿謄本）、市町村が発行する身分証明書（個人の場合のみ）を添付して、令和8年8月14日（金）午後5時まで（郵送の場合は、令和8年8月14日までの消印があるものを有効とする。）に御代田町企画財政課財政係に提出し、一般競争入札への参加を申し込まなければならない。

なお、上記期限までに参加申込書を提出されない場合は、入札に参加することができない。

(3) 入札保証金に関する事項

入札参加者は、予定価格の100分の5の額の入札保証金を御代田町が指定する納付方法により令和8年8月17日までに納付しなければならない。また、落札者以外及び入札を中止したときの入札保証金は、入札者に返還し、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する。

(4) 入札手続等に関すること

ア 入札の期間

令和8年8月18日（火）午後1時から令和8年8月25日（火）午後1時まで

イ 入札の方法

入札は、公有財産売却システムにより入札価格を登録するものとする。なお、この登録は1回に限り行うことができる。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできない。

ウ 開札の日時

令和8年8月27日（木）午後5時以降

エ 開札の方法

開札は、公有財産売却システムにより行うものとする。

(5) 落札者の決定方法等に関する事項

ア 落札者の決定方法

入札期間終了後、御代田町は開札を行い、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低売却価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

イ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

ウ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行う事ができないときは、これを中止する。この中止における入札者の損害について御代田町は責任を負わない。

エ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から、原則として10日以内に契約を締結しないときは、落札を無効とし、入札保証金は御代田町に帰属する。

4 契約手続等に関する事項

- (1) 落札者が入札した金額を売却の決定金額とし、決定金額に消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱う。
- (2) 落札者は令和8年9月7日（月）までに落札額の10%以上を御代田町が指定する納付方法により契約保証金として納入しなければならない。ただし、契約保証金は契約保証金に充当した入札保証金を差し引いた金額とする。
- (3) 納入した契約保証金は、売買代金に充当する。
- (4) 契約は、令和8年9月7日（月）までに落札者が契約保証金を納入するとともに、契約書に町と落札者双方が記名・押印したときに成立する。
- (5) 落札者は、決定金額から事前に納付した契約保証金を差し引いた金額を令和8年9月8日（火）午後2時30分までに納入するものとする。

5 所有権の移転等

- (1) 落札者が売払代金を納付した時点で所有権は落札者に移転する。
- (2) 一時抹消登録して引渡すため、落札者が再登録手続きを行うこと。なお、登録に伴う費用は落札者の負担とする。
- (3) 売却物件は、落札者が売払代金を納付された時点の状況（現況有姿）で引き渡す。
- (4) 売払代金の納付日から15日以内に引き渡しを行う。この時に落札者が公有財産を引取れない場合は、「保管依頼書」を提出すること。（保管期間は売払代金の納付日から1カ月以内）
- (5) 落札された公売財産の保管費用が必要な場合、買受代金納付期限の翌日以降の保管費用は、落札者の負担となる。

6 その他の事項

詳細は、御代田町インターネット公有財産売却ガイドライン及びKSI官公庁オークション物件詳細による。